

### Ⅲ 総務課関係事業

# 1 医療施設等

管内の医療機関（病院、一般診療所、歯科診療所、助産所）の設置状況については下表（1）①～③、休日・夜間応急診療所は下表④のとおりです。医療機関の開設にあたっては、「許可申請書」または「開設届」を医療機関の住所地を管轄する保健所への提出が必要になります。

## （1）病院、一般診療所、歯科診療所、助産所の設置状況

① 病院

令和4年7月1日現在

所在地	病院数	病床数	病床種別【病床数の内訳】					介護医療院	
			一般	療養	精神	結核	感染症	併設病院数	床数
大和郡山市	6	961	605	173	183	0	0	1【再掲】	238
天理市	5	1,444	1,119	282	43	0	0	1【再掲】	80
生駒市	6	1,259	1,121	138	0	0	0		
山添村	0	0	0	0	0	0	0		
平群町	0	0	0	0	0	0	0		
三郷町	2	1,000	300	47	653	0	0		
斑鳩町	0	0	0	0	0	0	0		
安堵町	0	0	0	0	0	0	0		
合計	19	4,664	3,145	640	879	0	0	2	318

【出典】奈良県公式ホームページ掲載資料「奈良県病院名簿」より  
※介護医療院は要介護高齢者の長期療養・生活施設として位置づけられています。

② 一般診療所

令和5年2月28日現在

所在地	有床診療所			無床診療所	【再掲】			
	施設数	一般病床	療養病床		産婦人科		小児科	
					有床	無床		
施設数	病床数	無床						
大和郡山市	1	11	8	78			2	13
天理市				39			1	11
生駒市	2	28		95	2	28	2	10
山添村				5				3
平群町				13				2
三郷町				13				4
斑鳩町	1	8		19	1	8	1	2
安堵町				3				1
合計	4	47	8	265	3	36	6	46

【出典】県地域医療連携課提供資料より

③ 歯科診療所及び助産所

令和5年2月28日現在

所在地	歯科診療所	助産所	
		入所施設有	入所施設無
大和郡山市	47		1
天理市	31	2	10
生駒市	61	1	9
山添村	1		
平群町	9	1	2
三郷町	5		
斑鳩町	10		2
安堵町	3		
合計	167	4	24

【出典】県地域医療連携課提供資料より

④ 管内の休日・夜間応急診療所				
所在地	診療所名 (開設者)	所在地	電話番号	診療科目
大和郡山市	大和郡山市立休日応急診療所 (大和郡山市)	大和郡山市本庄町317-2 (大和郡山市保健センター併設)	0743-59-2299	内科 小児科
天理市	天理市立休日応急診療所 (天理市)	天理市富堂町300番地11 (天理市立メディカルセンター2階)	0743-63-3257	内科 小児科
生駒市	一般財団法人 生駒メディカルセンター 休日夜間応急診療所 (同財団)	生駒市東新町1番3号	0743-75-0111	内科 小児科
斑鳩町	三室休日応急診療所 (王寺周辺広域休日応急診療施設組合) ※平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、 上牧町、王寺町、河合町の共同設置組合	生駒郡斑鳩町稲葉車瀬2丁目5-18	0745-74-4100	内科 小児科 歯科

【出典】奈良県公式ホームページ掲載資料「休日・夜間応急診療所一覧」より

## (2) 医療機関に係る許可申請及び届出

病院、一般診療所、歯科診療所、助産所に関する許可申請及び届出は、県へ書類を経由する事務ですが、有床診療所の構造設備の「使用にあたっての検査」及び「許可」は知事から事務委任を受けた保健所長が実施しています。

各種手続きの受付件数は下表①、②のとおりです。

① 医療機関に係る許可申請及び届出の受付状況						
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)						
申請、届出の種別	病院	診療所			助産所	計
		一般		歯科		
		無床	有床			
開設許可申請		6				6
許可事項変更許可申請	13	2		1		16
構造設備使用許可申請	10				1	11
管理者兼任許可申請		2				2
開設届		6		3		9
開設許可事項変更届	4	3				7
開設届出事項変更届	6	32		17		55
廃止届		6		3	1	10
休止届		3		2		5
再開届						0
X線設置届		1		3		4
X線廃止届	1	3		3		7
X線変更届	8	6	1	3		18
診療用放射線同位元素翌年使用予定届	4					4
計	46	70	1	35	2	154

② 巡回診療または巡回健診を実施する場合の届出、許可申請受付件数		
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)		
管内の事業者が県内で巡回診療または巡回健診を実施する場合の届出	届出の種別	件数
	巡回診療届	14
	巡回健診届	2
合計		16

※主に管内の医療機関が県内で企業等の健康診断または予防接種を医療機関外の場所で実施する場合の届出です。

県外の事業者が管内で巡回診療を実施する場合の許可申請	申請の種別		件数
	診療所開設許可申請		4
	管理者兼任許可申請		0
	小計		4
県外の事業者が管内で巡回診療を実施する場合の届出	届出の種別		件数
	診療所開設届		9
	開設届出事項変更届		0
	診療所廃止届		9
	X線設置届		4
	X線廃止届		4
小計		26	
合 計			30

※県外の事業者が管内の企業等の健康診断を管内の場所で実施する場合の許可申請です。  
 ※ここでいう管理者兼任許可申請とは、上記の診療所開設許可申請に基づき新たに開設される診療所の管理者が他の医療機関の管理者である場合に必要となる手続きです。  
 ※県の許可を得た後、診療所を開設、廃止、X線設置、X線廃止したときは、巡回診療を実施する地を管轄する保健所に届出を提出する必要があります。

### (3) 施術所・歯科技工所・衛生検査所の設置及び届出の受付状況

～あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律および柔道整復師法関係～

① 設置状況

令和5年2月28日現在

所在地	あん摩マッサージ指圧師、はり、きゅう施術所		柔道整復施術所 (接骨院・整骨院)	歯科技工所	衛生検査所
	施術所	出張のみ			
大和郡山市	77	54	36	17	0
天理市	55	12	31	11	2
生駒市	97	56	63	16	1
山添村	3	0	1	0	0
平群町	9	8	6	2	0
三郷町	25	17	11	8	0
斑鳩町	29	9	6	4	0
安堵町	9	3	5	0	0
合 計	304	159	159	58	3

【出典】県地域医療連携課提供資料より

② 届出の受付件数

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

所在地	あん摩マッサージ指圧師、はり、きゅう施術所		柔道整復施術所 (接骨院・整骨院)	歯科技工所	衛生検査所
	施術所	出張のみ			
開設届	10		7	1	
変更届	13		17		1
開始届		8			
廃止届	10	3	10	3	
休止届	1				
再開届					
届出済証書換申請	1		4		
ラミネート加工申請					
合 計	35	11	38	4	1

※1 「届出済証書換申請」とは、開設届出事項の内、届出済証の記載事項を変更した場合に「変更届」の提出に併せて提出が必要になるものです。  
 ※2 「開設届出済証」のラミネート加工申請は、希望される方から随時受付しています。申請書は保健所から県へ提出し県でラミネート加工を施しています。  
 ※3 「出張業務開始届」を県が受理した場合には、知事名の「出張業務開始届出済証」が交付されます。  
 ※4 この出張業務開始届は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に認められているものであり、柔道整復師には認められていません。柔道整復施術所を開設した場合は出張業務も認められています。

# 奈良県病院名簿

管轄	病院名	開設者	管理者	所在地	電話番号	診療科目	許可病床数			備考
							合計	病床種別	病床数	
郡 山 保 健 所	独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター	独立行政法人国立病院機構	井上真	〒639-1042 大和郡山市小泉町2815	0743-52-3081	内科、精神科、脳神経内科、呼吸器科、小児科、心臓内科、整形外科、リハビリテーション科	283	一般 療養 精神 結核 感染	100  183   	
	奈良県西和医療センター	地方独立行政法人奈良県立病院機構	土肥直文	〒636-0802 生駒郡三郷町三室1丁目14-16	0745-32-0505	内科、外科、整形外科、小児科、脳神経外科、脳神経内科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、麻酔科、心臓血管外科、循環器内科、消化器内科、救急科、消化器・糖尿病内科、腎臓内科、呼吸器内科、感染症内科、消化器外科、呼吸器外科、形成外科、病理診断科、リハビリテーション科、腫瘍内科、心療内科、糖尿病・内分泌内科	300	一般 療養 精神 結核 感染	300	救急告示
	生駒市立病院	生駒市	遠藤清	〒630-0213 生駒市東生駒1丁目6番地2	0743-72-1111	内科、消化器内科、循環器内科、外科、脳神経外科、整形外科、小児科、腎臓泌尿器科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、形成外科、救急科、血管外科、皮膚科	210	一般 療養 精神 結核 感染	210	救急告示
	公益財団法人天理よろづ相談所病院	公益財団法人天理よろづ相談所	山中忠太郎	〒632-8552 天理市三島町200	0743-63-5611	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、脳神経内科、内分泌内科、小児科、皮膚科、外科、消化器外科、乳腺外科、呼吸器外科、脳神経外科、心臓血管外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、整形外科、泌尿器科、麻酔科、放射線科、歯科、歯科口腔外科、形成外科、精神科、救急科、透析内科、透析外科、リハビリテーション科、病理診断科、臨床検査科、緩和ケア内科	715	一般 療養 精神 結核 感染	715	救急告示
	一般財団法人信貴山病院ハートランドしぎさん	一般財団法人信貴山病院	徳山明広	〒636-0815 生駒郡三郷町勢野北4-13-1	0745-72-5006	精神科、神経内科、皮膚科、内科、放射線科、心療内科、歯科	700	一般 療養 精神 結核 感染	47 653	
	近畿大学奈良病院	学校法人近畿大学	村木正人	〒630-0293 生駒市乙田町1248番1	0743-77-0880	循環器内科、消化器内科、内分泌・代謝・糖尿病内科、呼吸器内科、アレルギー科、血液内科、腎臓内科、腫瘍内科、脳神経内科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、呼吸器外科、小児外科、精神科、心臓血管外科、産婦人科、小児科、眼科、皮膚科、泌尿器科、耳鼻咽喉・頭頸部外科、麻酔科、整形外科、リウマチ科、放射線科、形成外科、美容外科、歯科口腔外科、病理診断科、緩和ケア科、内科	518	一般 療養 精神 結核 感染	518	救急告示
	社会医療法人高清水会高井病院	社会医療法人高清水会	高井重郎	〒632-0006 天理市蔵之庄町470-8	0743-65-0372	内科、外科、整形外科、脳神経外科、麻酔科、泌尿器科、リハビリテーション科、歯科口腔外科、放射線科、眼科、循環器科、心臓血管外科、耳鼻いんこう科、脳神経内科、消化器内科、消化器外科、皮膚科、呼吸器内科、小児科、産婦人科、乳腺外科、小児外科、病理診断科、呼吸器外科、血管外科、形成外科、漢方内科	376	一般 療養 精神 結核 感染	324 52	救急告示
	医療法人厚生会奈良厚生会病院	医療法人厚生会	三笠桂一	〒639-1039 大和郡山市椎木町769-3	0743-56-5678	内科、整形外科、皮膚科、リハビリテーション科	60	一般 療養 精神 結核 感染	60	療養病床 238床を介護医療院へ転換

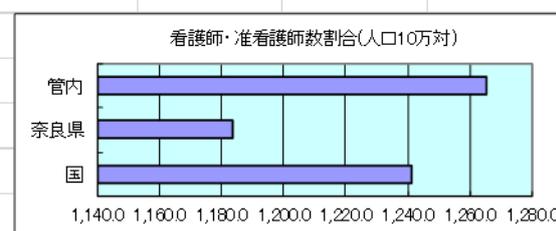
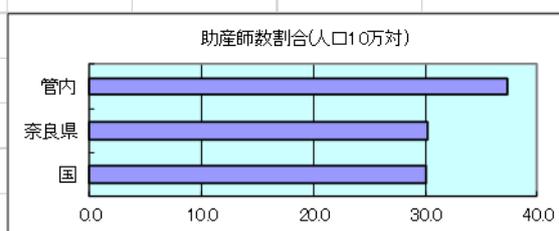
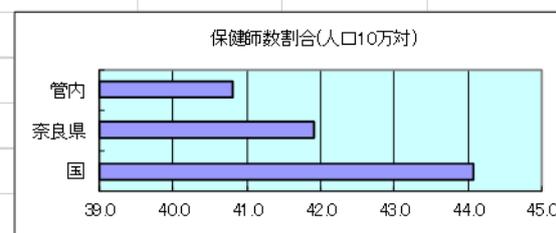
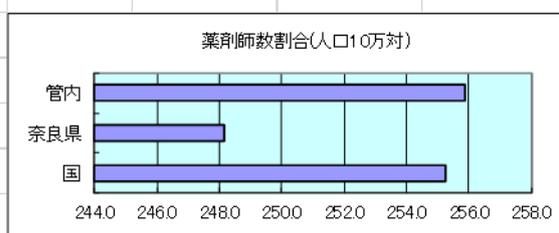
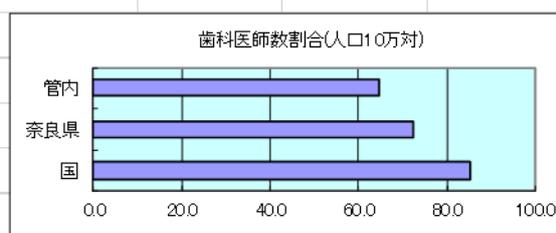
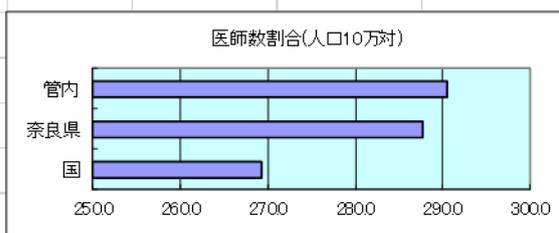
管轄	病院名	開設者	管理者	所在地	電話番号	診療科目	許可病床数			備考
							合計	病床種別	病床数	
郡山保健所	奈良東病院	医療法人健和会	菊池英亮	〒632-0001 天理市中之庄町470	0743-65-1771	内科、脳神経内科、リハビリテーション科、放射線科、循環器科、呼吸器科、消化器科、皮膚科、整形外科、脳神経外科	170	一般 療養 精神 結核 感染	80 90	療養病床 88床を介護医療院へ転換
	独立行政法人地域医療機能推進機構大和郡山病院	独立行政法人地域医療機能推進機構	松村正彦	〒639-1013 大和郡山市朝日町1-62	0743-53-1111	内科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、放射線科、眼科、耳鼻いんこう科、消化器内科、呼吸器内科、リハビリテーション科、産婦人科、循環器内科、形成外科、皮膚科、消化器外科、麻酔科	223	一般 療養 精神 結核 感染	223	救急告示
	社会医療法人 田北会 田北病院	社会医療法人田北会	廣藤榮一	〒639-1016 大和郡山市城南町2-13	0743-54-0112	内科、外科、整形外科、脳神経外科、リハビリテーション科、歯科口腔外科、放射線科、泌尿器科、循環器内科、形成外科、消化器内科、麻酔科	210	一般 療養 精神 結核 感染	122 88	救急告示
	医療法人和幸会 阪奈中央病院	医療法人和幸会	米澤泰司	〒630-0243 生駒市俵口町741	0743-74-8660	内科、外科、整形外科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、皮膚科、消化器内科、呼吸器内科、呼吸器外科、循環器内科、脳神経内科、こら門科、脳神経外科、眼科、歯科、歯科口腔外科、麻酔科、小児科、救急科、漢方内科、心臓血管外科	200	一般 療養 精神 結核 感染	110 90	救急告示
	公益財団法人天理よろづ相談所病院白川分院	公益財団法人天理よろづ相談所	日村好宏	〒632-0003 天理市岩屋町604	0743-61-0118	内科、精神科、リハビリテーション科	143	一般 療養 精神 結核 感染	100 43	
	医療法人社団松下会白庭病院	医療法人社団松下会	小林章郎	〒630-0136 生駒市白庭台6丁目10-1	0743-70-0022	内科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、眼科、リハビリテーション科、脳神経外科、脳神経内科、麻酔科、救急科	150	一般 療養 精神 結核 感染	150	救急告示
	医療法人青心会郡山青藍病院	医療法人青心会	野中家久	〒639-1136 大和郡山市本庄町1-1	0743-56-8000	内科、循環器内科、消化器内科、外科、脳神経外科、整形外科、消化器外科、肛門外科、形成外科、呼吸器内科、脳神経内科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科	140	一般 療養 精神 結核 感染	100 40	救急告示
	医療法人社団松下会東生駒病院	医療法人社団松下会	花谷正和	〒630-0212 生駒市辻町4-1	0743-75-0011	内科、小児科、リハビリテーション科	121	一般 療養 精神 結核 感染	73 48	
	医療法人学芳会倉病院	医療法人学芳会	倉知彦	〒630-0256 生駒市本町1-7	0743-73-4888	内科、外科、整形外科、リハビリテーション科	60	一般 療養 精神 結核 感染	60	
	医療法人藤和会藤村病院	医療法人藤和会	藤村昌史	〒639-1160 大和郡山市北郡山町104-3	0743-53-2001	内科、放射線科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、リハビリテーション科、老年内科、心療内科	45	一般 療養 精神 結核 感染	45	
医療法人高宮病院	医療法人高宮会	高宮晋一	〒632-0052 天理市柳本町1102	0743-67-1605	内科、外科、整形外科、リハビリテーション科、小児科、リウマチ科	40	一般 療養 精神 結核 感染	40		

## 2 医療従事者の現状

		令和2年12月31日現在					
		医師数	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師 (准看護師含む)
実数	国	339,623	107,443	321,982	55,595	37,940	1,565,500
	奈良県	3,810	957	3,287	555	399	15,676
	管内	997	222	878	140	128	4,342
	大和郡山市	164	53	231	45	26	1,013
	天理市	366	51	195	16	52	1,335
	生駒市	316	76	297	38	34	1,190
	山添村	3	2	0	3	0	11
	平群町	9	14	38	10	1	84
	三郷町	118	8	70	10	8	617
	斑鳩町	19	16	45	12	6	65
	安堵町	2	2	2	6	1	27
人口10万 対比	国	269.2	85.2	255.2	44.1	30.1	1,241.0
	奈良県	287.7	72.3	248.2	41.9	30.1	1,183.6
	管内	290.6	64.7	255.9	40.8	37.3	1,265.5
	大和郡山市	196.9	63.6	277.4	54.0	31.2	1,216.3
	天理市	572.9	79.8	305.2	25.0	81.4	2,089.6
	生駒市	270.8	65.1	254.6	32.6	29.1	1,019.9
	山添村	93.0	62.0	0.0	93.0	0.0	341.0
	平群町	50.0	77.7	211.0	55.5	5.6	466.4
	三郷町	508.2	34.5	301.5	43.1	34.5	2,657.3
	斑鳩町	68.9	58.0	163.1	43.5	21.7	235.6
	安堵町	27.7	27.7	27.7	83.0	13.8	373.7

(注)医療関係者数については隔年調査である。

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」、「衛生行政報告例」、県地域医療連携課



### 3 医療従事者等の免許取扱件数

医師等の国家試験合格者は、合格した職種の業務に従事するには厚生労働省保管の資格ごとの籍（又は名簿）への登録及び免許証の交付のための申請手続きをする必要があります。登録される前に業務に従事した場合は行政処分の対象となります。

【申請受付件数】

令和4年度実績

免許の種類	申請受付件数（県進達件数）						計
	新規	訂正	書換	再交付	登録抹消	返納	
医師	33	12	11				56
歯科医師	7			1	2		10
薬剤師	35	13	13				61
保健師	21	11	11	1			44
助産師	6	9	9	1			25
看護師	284	134	134	12	1		565
准看護師	17	12	12	7			48
臨床検査技師	22	4	4	1			31
衛生検査技師							0
診療放射線技師	9	5	5				19
診療エックス線技師							0
理学療法士	41	14	14	1			70
作業療法士	9	7	7				23
視能訓練士	5						5
管理栄養士	15	6	6				27
栄養士	2	2	2				6
合計	506	229	228	24	3	0	990

死体解剖資格を取得するための申請	受付件数（県進達件数）
死体解剖資格認定申請	0

※死体解剖保存法第2条第1項第1号に基づく手続き

【新規登録及び免許証交付】・・・住所地を管轄する保健所

受付した各種免許申請書は県を経由して厚生労働省へ提出します。知事免許の准看護師、栄養士免許の申請書は県で手続きされます。

【登録事項の変更】

登録後に登録事項〔免許証記載事項〕（本籍地都道府県名、氏名等）に変更が生じたときは30日以内に管轄の保健所に手続きをする必要があります。

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士免許等は「住所地を管轄する保健所」、保健師・助産師・看護師・准看護師免許は「勤務地を管轄する保健所」、保健師・助産師・看護師・准看護師免許で勤務されていない方（産休・育休中等を含む）は「住所地を管轄する保健所」が窓口になります。

- ・他の都道府県知事又は関西広域連合長が交付した准看護師免許の申請書は奈良県を経由して該当の都道府県等へ提出します。
- ・栄養士免許は交付した都道府県でしか受付できないため各都道府県に申請窓口を確認する必要があります。

【免許証の紛失又は毀損（破れ・汚れ）】

免許証を紛失したときや毀損（破れたときや汚れたとき）した場合は「再交付申請」をすることができます。

【登録抹消又は免許証の返納】・・・抹消は就業地又は住所地を管轄する保健所、返納は勤務地又は住所地を管轄する保健所

登録抹消は、登録者の死亡又は失踪や本人の意思により登録を抹消するための手続きです。紛失した免許証を発見した場合や免許取消処分を受けた場合は5日以内に免許証を返納する手続きが必要です。

#### 4 医療安全相談件数

医療安全相談窓口（医療法第6条の13）は、寄せられた情報を病院等への提供を通じて患者サービスの向上等に対する取組みを推進することで、病院等の質の向上を図ることを目的としています。奈良県では5カ所（県庁、各保健所〔奈良市含む〕）設置されています。

郡山保健所では、医師、薬剤師、保健師、歯科衛生士、管理栄養士等が対応することになっていますが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策に全所体制で取り組んでいるため、収束までの間は、総務課（事務職員）で対応しています。

なお、医療安全相談窓口では、当事者（患者又は患者の家族）以外の方からの相談、医師の診断・検査内容の是非、医療事故等であるかの判断や責任の所在の判断、医療機関との民事上のトラブルの仲介、医療費に関すること、医療機関の指導などには対応できません。

【相談内容別】			
相談区分	件数	相談区分	件数
医療行為・医療内容	10	医療費（診療報酬）	0
コミュニケーションに関すること	10	医療知識＜健康・病気＞	0
医療機関等の施設	0	医療知識＜薬品＞	0
医療情報の取扱＜カルテ開示＞	0	医療知識＜その他＞	0
医療情報の取扱＜セカンドオピニオン＞	0	その他いずれにも分類できないもの	1
医療情報の取扱＜その他＞	0		
医療機関の案内	0	計	21
【対応内容別】			
対応区分	件数		
問題点の整理の援助	2		
対象施設等への連絡	12		
立入検査部署への引継ぎ	2		
関係機関等の紹介	2		
相談者へ説明・情報提供・助言	6		
計	24		
※相談内容別件数よりも対応内容別件数が多いのは、一相談に対して複数件の対応を取ったため			

## 5 統計調査

総務課では下表の統計調査について県を通じて厚生労働省へ報告するための業務を担っています。

NO	調査名称	調査時期		目的	調査対象又は照会方法	実施年度							
		時期	作業時期			R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	
1	地域保健・健康増進事業報告	毎年	2月～6月	地域保健施策の実施状況及び老人保健事業の保健所及び市町村毎の把握	保健所の衛生課・健康増進課及び管内市町村へ照会	○	○	○	○	○	○	○	○
2	衛生行政報告例	毎年	3月～5月	不妊手術・人口妊娠中絶件数等の把握	奈良県医師会、生駒市立病院へ照会	○	○	○	○	○	○	○	○
3	国民生活基礎調査 (例年調査)	大規模調査年以外	1月～8月	保健・医療・福祉・年金・所得等の国民生活の基礎的事項の把握 ※所得等の調査は、保健所ではなく県又は市役所の福祉事務所が窓口	調査対象地区は管内市町村の国勢調査地区から国が選定します。大規模調査の年は25地区程度ですが大規模調査の年以外は3地区から6地区です。対象地区がない年もありました。	中止	○	-	○	○	-	○	
4	国民生活基礎調査 (大規模調査)	3年毎				-	-	○	-	-	○	-	
5	社会保障・人口問題基本調査	毎年	3月～8月	国立社会保障・人口問題研究所からの依頼で実施する調査	調査内訳：「全国家庭動向調査」「生活と支え合いに関する調査」「世帯動態調査」「人口移動調査」「出生動向基本調査」	中止	○	○	○	○	○	○	
6	医療施設静態調査	3年毎	9月～11月	医療施設の分布及び整備実態と医療施設の診療機能の把握	管内病院、一般診療所、歯科診療所へ調査票を郵送（オンライン報告可）	○	-	-	○	-	-	○	
7	患者調査	3年毎	8月～12月	医療施設（病院、診療所）を利用する患者の受療等の実態把握	国が選定した管内病院、一般診療所、歯科診療所へ調査票を郵送（オンライン報告可）	○	-	-	○	-	-	○	
8	受療行動調査	3年毎	7月～11月	病院に入院又は通院している患者の医療に対する認識・行動の把握	国が選定した管内病院へ調査票等を郵送	○	-	-	○	-	-	○	
9	医師・歯科医師・薬剤師届 (対象：資格保有者) 【国調査】	2年毎	10月～1月	医師、歯科医師、薬剤師の就業地の分布・就業実態の把握。「三師届」とも言います。	県から提供されたデータに基づき、保健所から管内の市町村及び下記の施設へ調査票を郵送 郵送先：病院、一般診療所、歯科診療所、助産所、歯科技工所、福祉施設 訪問看護ステーション	○	-	○	-	○	-	○	
10	特定医療業務従事者届出調査 (対象：就業者) 【県調査】	2年毎	11月～1月	保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士の分布、就業実態把握	※就業者には産休、育休、介護、病気による休職者を含む	○	-	○	-	○	-	○	
11	人口動態調査	毎月	県締25日	出生・死亡・死産・婚姻・離婚に係る届出データに基づき人口動態統計事象を把握	管内市町村からの報告	○	○	○	○	○	○	○	
12	病院報告	毎月	県締15日	病院及び療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握	在院患者延数、月末在院患者数、新入員患者数、退院患者数、外来患者延数の病院等からの報告	○	○	○	○	○	○	○	
13	医療施設動態調査	毎月	県締15日	医療施設の分布及び整備の実態と医療施設の診療機能を把握	医療施設から開設・休止・廃止・変更の届出等	○	○	○	○	○	○	○	

※国民生活基礎調査は、R2年度は新型コロナウイルス感染症蔓延のため中止。R3年度は実施されたが郡山保健所管内は対象地区なし。

※国民生活基礎調査の実施にあたっては、市町村から推薦を受けた統計調査員等が保健所の指示に基づき調査対象世帯を訪問して実施します。

## 6 立入検査

### (1) 医療法第25条第1項に基づく立入検査（医療監視）

病院が医療法及び関係法令により規定された人員及び構造設備を有し、適正な管理を行っているかを検査することにより、病院を科学的で、且つ、適正な医療を行う場にふさわしいものにするを目的として実施しています（「医療監視」とも呼ばれています）。

※令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対応のため立入検査は実施せず、病院の自主検査による結果報告とした。

（実施の方法）

郡山保健所では、知事から任命を受けた医師、薬剤師、保健師、歯科衛生士、管理栄養士、診療放射線技師、事務職員からなるチーム（7～8名）が、原則、年1回（期間：6月～翌年3月）管内の病院に立ち入り検査を実施します。

検査は6部門（院内感染・医療安全対策、薬剤、看護、給食（食品衛生・栄養）、診療放射線、総務管理）に分かれて実施し、同時に院内を巡視します。検査の結果、医療法に適合していないと疑われる病院には、病院の開設者又は管理者に対して改善計画書の提出を求めるなどの改善指導を行っています。

### (2) 県医療監視特別検査要領に基づく監視班による立入検査

上記以外に、病院や診療所は、院内感染が原因と疑われる重大な集団感染事案の発生や院内感染が原因と疑われる死者の発生があった場合は、保健所長に報告書を提出しなければなりません。報告を受けた保健所長は、聞き取りまたは訪問することで概況を把握し、立入検査要否の検討を行います。その結果、医療法に基づく立入検査が必要と判断した場合は県に報告し、県の判断により県及び保健所職員で構成した監視班による立入検査を実施します。

### (3) 医療法第25条第1項に基づく立入検査（医療監視）以外の立入検査

知事から保健所長に対する事務委任を受けている項目については、知事から立入検査員として任命を受けた保健所の職員が実施します。

知事から事務委任を受けているもの		医療法			あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律	柔道整復師法
根拠法	第5条2項	第25条1項	第27条	第10条1項	第21条1項	
対象	住診のみ行うとして知事に届け出た医師、歯科医師、助産師	病院、診療所（有床、一般、歯科）、助産所	病院（※1） 有床診療所 有床助産所（※1）	施術所 （あん摩マッサージ指圧、針、灸）	柔道整復師施術所 （接骨院、整骨院）	
どのようなときに立入検査等を実施するのか	所長が必要と認めるとき	所長が必要と認めるとき ただし、必要がある場合は知事がこれを行うことがある	病院、診療所、助産所の開設者から同法第27条の規程による検査を受けたい旨の申し出があったとき	所長が必要と認めるとき	所長が必要と認めるとき	
検査内容等（条文抜粋）	必要な報告を命じ、又は検査のため診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命ずることができる。	開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。	施術者若しくは施術所の開設者から必要な報告を提出させ、又は当該職員にその施術所に臨検し、その構造設備若しくは衛生上の措置の実施状況を検査させることができる。	施術所の開設者若しくは柔道整復師に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、施術所に立ち入り、その構造設備若しくは衛生上の措置の実施状況を検査させることができる。	

※1 病院及び有床助産所は事務委任を受けていません。